

今回のテーマ

標準保障について④

●退職慰労金・弔慰金対策資金



役員の勇退時には退職金、死亡時には退職金に併せて弔慰金が発生します。金額が高額となるため、企業にとっては、十分な準備がない場合には大きな負担が発生することになります。

また、役員個人を考えた場合にも、勇退時には老後生活資金として、死亡時には遺族の生活資金として準備しておかなければならない資金です。

特に、死亡退職金は不意に発生するものです。遺族のためにも「保険に加入さえしていれば、ある程度の生活はカバーできただろうに…」と後悔しない準備をしておきたいものです。



退職金といっても計算条件はたくさんあります。

- ①役員報酬月額
 - ②役員になってからの在任年数
 - ③功績倍数
 - ④功労加算割合
 - ⑤弔慰金月数
- などです。

税務上の損金になる金額も異なってきます。金額が大きくなりうることもありますので、注意が必要です。

担当：堀内 勇一